

次期花巻市総合計画策定の基本方針

令和4年5月26日公表

1 次期総合計画の策定について

まちづくり総合計画は平成26年度から令和5年度までの10年間を計画期間として策定し、まちづくり総合計画長期ビジョンに将来都市像「市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く 笑顔の花咲く温か都市 イーハトーブはなまき」を掲げ、人口減少社会の到来やグローバル化の進行など、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、明日の花巻市を創造していくために、市民と行政が共有できる「目指す姿」を掲げ、その実現に向け取り組んできた。

この間、急速に進む人口減少の中で、本市の住民基本台帳によると、令和元年から令和3年まで3年間連続社会増となり、その要因と考えられる子育て支援や定住促進等の各種対策に一定の成果が出てきているところである。

一方で、令和2年1月以降、国内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本市においても市民生活および経済活動に大きな影響を受けるなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化、複雑化してきている。

こうした状況の中、本市の地域特性や市民ニーズを踏まえ、将来にわたり持続可能な市政を運営していくために、SDGs（持続可能な開発目標）との関連付けの視点も取り入れ、長期的視点に立った市政運営の指針となる総合的かつ計画的な長期ビジョンである新たな総合計画を策定することとした。

2 計画策定の基本的な考え方

（1）市民参画による計画策定

花巻市まちづくり基本条例（平成20年条例第24号）に規定するまちづくりの基本原則である市民との「情報共有」、「参画」と「協働」により、将来の花巻市をともに考え、そして後世に受け継ぐことを目指し、市民の参画による計画策定を行う。

- ①計画策定に当たり、幅広い年代、様々な分野の市民の参画に努める。
- ②まちづくり市民ワークショップを設置し、一般市民及び若者から意見を伺うためワークショップを開催するほか、関係団体等からの意見聴取等を行う。
- ③計画の策定過程について、市の広報やホームページを通じ市民への情報公開が図られるよう配慮する。

（2）実効性のある計画

総合計画に基づいて行政を執行する体制を整備し、行政評価から事務事業見直し、計画ローリングを経て予算編成に至る行政システムを効果的に連動させ、行政経営全体としての生産性を向上させることにより、実現可能な計画として運用するとともに、計画の実施による計画の実績と評価、効果測定を行い、必要に応じて見直しできるものとする。

（3）2層構造の計画体系の継続でわかりやすい計画

現行の花巻市まちづくり総合計画は、まちづくりにおける基本的な姿勢とその実現に向けて取

り組む施策を一体的に示すことで、その繋がりを明確にし、わかりやすい計画とするため2層構造としたが、次期総合計画も2層構造の計画体系を継続し、「長期ビジョン」－「アクションプラン」とする。

(4) 時代の変化に柔軟に対応する計画

社会状況や政治状況などの変化を踏まえ、その時々で最も有効な手段となる事業を構築し施策を展開できるようにするため、長期ビジョン並びにアクションプランの計画期間の短縮を行ったうえで、市長任期と計画期間を整合させる。さらに、市長公約等を反映させるため、アクションプランを見直しできるものとする。

(5) 計画の重点を明確にするため重点施策推進プロジェクトの掲載

市政にとって特に重要であり、また優先的に取り組むべき事項について具体的に盛り込むことにより、計画の重点を明確にするため、長期ビジョンに重点施策推進プロジェクトを位置づける。

3 計画の名称

計画の名称は、「第2次花巻市まちづくり総合計画」とする。

次期総合計画は、平成23年5月の地方自治法の一部改正により、地方自治体に対する総合計画基本構想の策定義務が廃止された後、本市において平成26年度から令和5年度までの10年間を計画期間として策定した花巻市まちづくり総合計画の次期計画として位置づける。

4 計画策定の根拠

花巻市まちづくり基本条例第18条の規定に基づき、自主的、自発的なまちづくりの計画として策定する。

5 計画の期間

(1) 長期ビジョン

長期ビジョンは、時代の変化に柔軟に対応するため、現行の花巻市まちづくり総合計画において10年間だった計画期間を短縮したうえで、市長任期と計画期間を整合させることにより、市長選挙における市長公約を通じて市民の政策選択が総合計画に反映される仕組みとするため、計画期間について、市長任期を考慮して、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）の8年間とする。

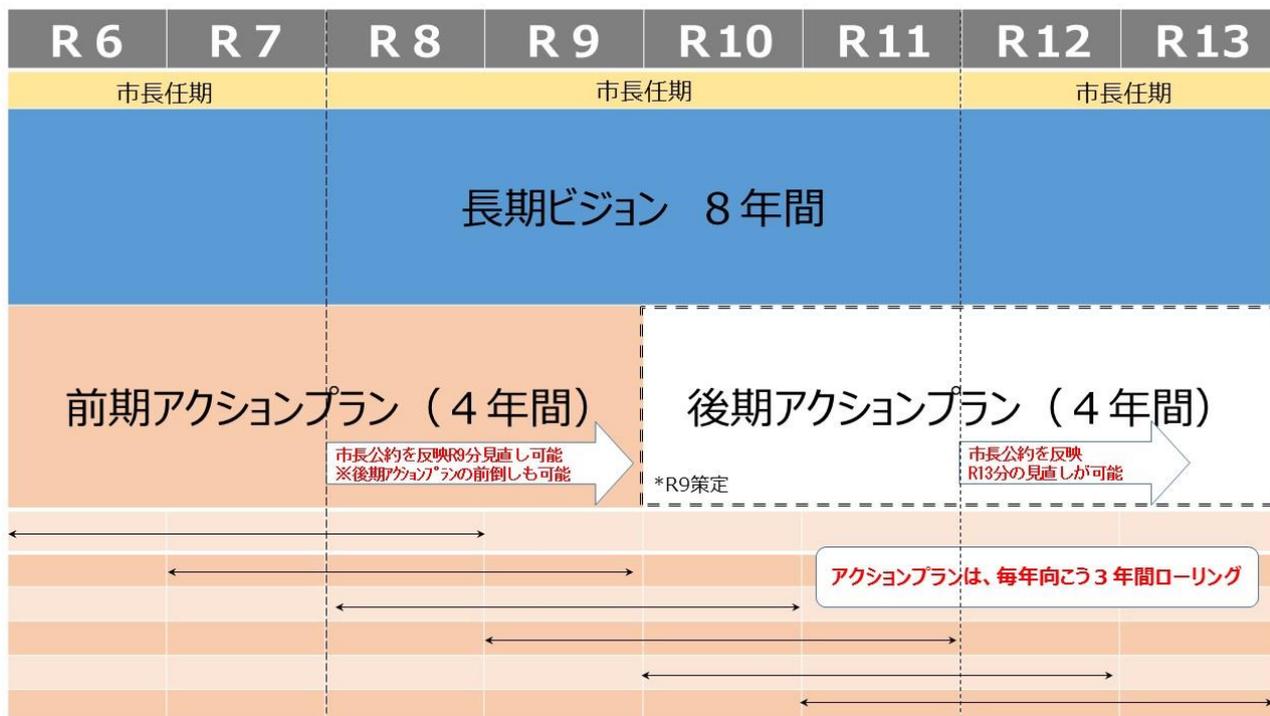
(2) アクションプラン

アクションプランは、前期及び後期の計画とする。

- ① 前期アクションプランは、長期ビジョンの計画期間において中間目標を設定するため、計画期間を4年間（目標年次を令和9年度）とする。
- ② 後期アクションプランは、令和10年度から令和13年度までの4年間を計画期間とするが、市長

選挙における市長公約を踏まえ、計画期間中において期間の前倒しにより、5年間の後期アクションプランの策定も可能とするなど、必要に応じて見直しを行うことができるものとする。

- ③ アクションプランは、社会状況や政治状況などの変化に対応するために3年先までを見通すこととし、毎年度ローリングを行う。



6 計画の内容

(1) 長期ビジョン

長期ビジョンは、本市の将来都市像とともに、その実現に向けた政策及び施策の体系を示す。

○長期ビジョンの全体構成

- ・ 将来都市像
- ・ まちづくりの基本理念
- ・ 将来都市像の実現に向けた政策、施策
- ・ 6つの分野の柱
 - I しごと
 - II 暮らし
 - III 健康・いのち
 - IV 子育て・人づくり
 - V 地域づくり
 - VI 行政経営
- ・ 人口見通し、財政指標、土地利用の基本方向
- ・ 重点施策推進プロジェクト（優先的プロジェクト等）

(2) アクションプラン

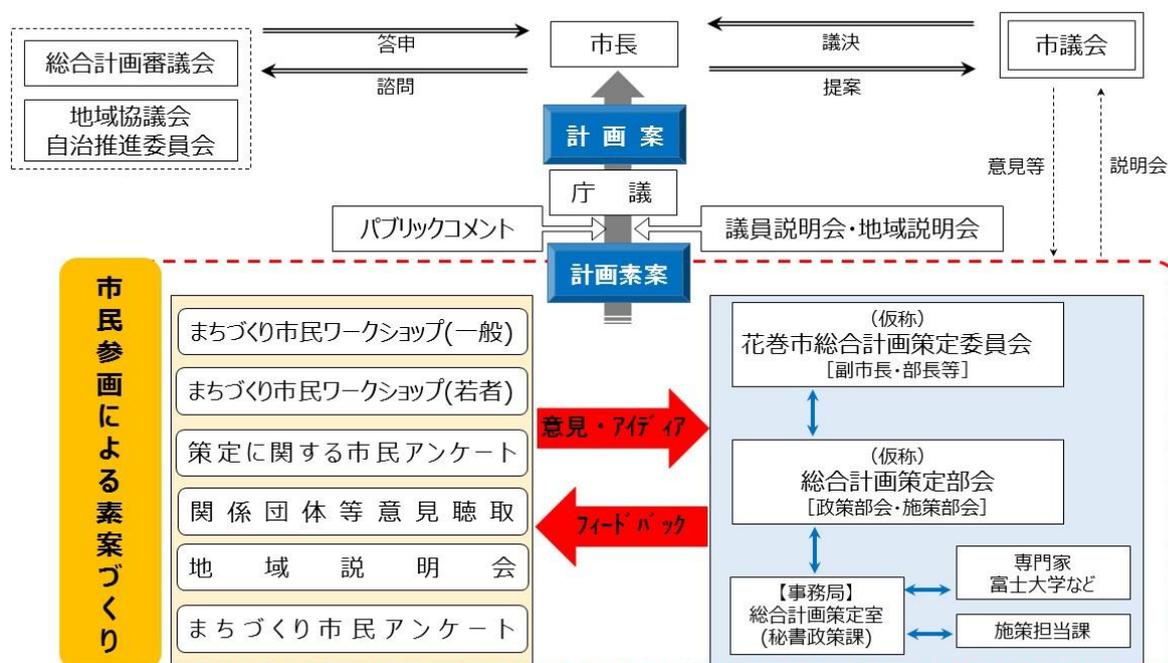
アクションプランは、長期ビジョンに掲げる6つの分野の柱ごとに示した施策について、取り組む施策の基本的な方向性や目標値を掲げて示す。

○アクションプランの全体構成

- ・長期ビジョンに掲げる6つの分野別計画
 - I 政策、施策
 - II 目指す姿
 - III 現状・課題
 - IV 指標
 - V 主要事業
 - VI 関連計画
- ・財政見直し
- ・重視する視点（SDGs）

7 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、市の内部組織により検討を進めるとともに、計画（案）について花巻市総合計画審議会、大迫・石鳥谷・東和各地域協議会および花巻市地域自治推進委員会に諮る。また、まちづくり市民ワークショップをはじめとした市民参画による計画策定を行う。



(1) 庁内体制

①花巻市総合計画策定委員会

副市長及び部長等により構成し、総合計画の策定に向け審議及び調整を行う。

②総合計画策定部会

政策関係部長及び課長により構成し、政策部会、施策部会を設置し、分野別の検討を行う。

③総合計画策定室

総合政策部秘書政策課内に設置し、計画策定作業に当たる。

(2) 審議会等

①花巻市総合計画審議会

花巻市総合計画審議会条例（平成18年条例第275号）に基づき、市長の諮問に応じて計画を審議し、答申する。

②大迫・石鳥谷・東和各地域協議会

花巻市地域自治区設置条例（平成18年条例第22号）に基づき、市長の諮問に応じて計画を審議し、答申する。

③花巻市地域自治推進委員会

花巻市地域自治推進委員会条例（平成18年条例第23号）に基づき、市長の諮問に応じて計画を審議し、答申する。

(3) 市民参画

①まちづくり市民ワークショップ（一般部門・若者部門）

計画の策定段階から市民が参画し、まちづくりについて主体的に検討していくため、まちづくり市民ワークショップを設置する。まちづくり市民ワークショップは、課題の洗い出しと、長期ビジョン（試案）及び本市の将来都市像等について検討し、活動報告書を作成する。なお、まちづくり市民ワークショップのメンバーは、一般部門として、関係団体からの選出、及び23歳以上の全市民を対象に、無作為抽出により参加者を募る。

23歳以上の市民による一般部門に加え、高校生以上22歳までの市民による若者部門を別に開催し、若者の視点によるまちづくりの検討の場を設け、意見等の抽出を行う。

②関係団体等意見聴取

一般市民等の参画によるまちづくり市民ワークショップにおける主体的な検討の実施に加え、市内の農業、商工業、観光業、福祉関係団体、子育て支援団体等の関係団体から専門的な意見聴取を行う。

③市民アンケート調査

市民目線による各分野の現状と課題等を把握するために、18歳以上の全市民を対象に、無作為抽出による市民アンケート調査（意向調査）を実施する。

④パブリックコメント

長期ビジョン（素案）を市民に公表し、広く意見を求め、市民等から提出された意見を考慮して計画策定を行う。

⑤その他意見聴取

市の広報やホームページ等を活用して、市民に対し計画の策定状況を情報公開するとともに、必要に応じて各種説明会等を実施するなど、様々な機会を捉えて市民からの意見を広く聴取する。

8 計画の決定

(1) 長期ビジョンの策定

花巻市総合計画審議会、大迫・石鳥谷・東和各地域協議会及び花巻市地域自治推進委員会に諮問し、その答申に基づき市議会の議決を経て決定する。

(2) アクションプランの策定及び計画の変更

花巻市総合計画審議会、大迫・石鳥谷・東和各地域協議会及び花巻市地域自治推進委員会に諮問し、その答申に基づき、市議会への説明を経て、市長決裁により決定する。

なお、計画の変更とは、政策及び施策の基本的な方向性の変更となる場合とする。

(3) アクションプランの計画ローリング

花巻市総合計画審議会への説明及び市議会への説明を経て、市長決裁により決定する。

なお、計画ローリングとは、政策及び施策の基本的な方向性の変更とならない場合や指標等の目標値の修正、主要事業の掲載の追加や削除及び修正など、軽微な変更となる場合とする。

9 計画策定スケジュール

(1) 計画策定期間

長期ビジョンについては、令和5年以内に、アクションプランについては、令和5年度内に策定を行う。

(2) 計画スケジュール

| | R3 | | R4 | | | | | | | | | | R5 | | | | | | | | | | R6 | | | | | | |
|-----------------|----|---|----|------|----|----|---|---|----|----|----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|--|
| | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| ◆ 計画策定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方針 | | | | 方針決定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期ビジョン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アクションプラン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ 市民参画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 策定アンケート | | | | | 発送 | 回答 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まちづくり市民ワークショップ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係団体意見聴取 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| パブリックコメント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域説明会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まちづくり市民アンケート | | | | 定期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ 総合計画審議会 | | | | 説明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ 地域協議会・自治推進委員会 | | | | 説明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆ 議会 | | | | 説明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |